

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
のときは、
翌日とする)

目 次

◇規 則 鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

◇告 示 保険医療機関等の指定

土地改良事業計画の決定

土地改良事業の工事の完了

林業改善資金貸付基準の一部改正

森林病虫害等防除法による松くい虫の駆除命令

保安林の指定の解除予定(三件)

廃川敷地の生成

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

指定団体の届出

警備員指導教育責任者講習の実施

一時保護を加えた児童の所持していたもの

◇公 安 告 示

◇雑 報

規 則

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十六号

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則(昭和五十一年八月鳥取県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表の第一号の項中「苗木床替用機械」の下に「成形燃料製造機械」

を加え、
「 苗木床替用機械で知事が定める基準に適合するものを
設置する場合にあつては、一セットにつき二百五十万円」

「 苗木床替用機械で知事が定める基準に適合するものを
設置する場合にあつては、一セットにつき二百五十万円

を
成形燃料製造機械で知事が定める基準に適合するもの
を設置する場合にあつては、一台につき八百万円
に改め

を
設置する場合にあつては、一台につき八百万円

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百七十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ第三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十九年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取産院	鳥取市吉方温泉一丁目六五三	昭和五十九年八月二十四日
庄司医院分院	鳥取市湖山町北一丁目五四七	昭和五十九年八月十八日
増栄内科医院	米子市旗ヶ崎四二九	昭和五十九年八月十七日
熊谷歯科医院	鳥取市南吉方一丁目六一	昭和五十九年八月十六日
伊藤歯科医院	米子市旗ヶ崎七六八一五	昭和五十九年八月二十一日
岸田歯科医院	倉吉市東町三五一一二	〃

百村歯科医院	八頭郡若桜町大字若桜二九九	昭和五十九年八月十五日
吉田一陽堂若桜橋薬局	鳥取市戎町四一三	昭和五十九年八月十八日
有限会社五蔵円薬局	鳥取市二階町二丁目二〇七	〃
立岩薬局	鳥取市吉方温泉一丁目二二一	〃
有限会社加藤薬局	鳥取市弥生町二〇一	〃
山田薬局	倉吉市福庭三六〇一一一	昭和五十九年八月十五日
法橋薬局	米子市明治町二〇一	〃
都田薬局	米子市道笑町三丁目八八	〃

鳥取県告示第六百七十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十九年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
福 田 彰 則	鳥葉第五四五号	昭和五十九年八月二日
藤 原 拓 造	鳥医第三、一〇六号	昭和五十九年八月四日

鳥取県告示第六百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業阿毘縁地区区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十九年九月十二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
日南町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議がある

ときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
大 山 町	自然休養村整備事業明間地区ほ場整備	昭和五十四年十二月十五日
大原千町土地改良区	土地改良総合整備事業（一般）大原千町地区客土	昭和五十八年三月二十日
〃	農道整備	昭和五十八年十二月二十五日
天神野土地改良区	ため池等整備事業横谷地区ため池等整備	昭和五十九年一月三十一日
北 条 町	農村総合整備モデル事業北条（大谷）北条川）地区農業用排水	昭和五十九年二月二十五日
大原千町土地改良区	土地改良総合整備事業（一般）大原千町地区暗きよ排水	昭和五十九年三月十五日
倉 吉 市	単県土地改良事業志津地区農道整備	昭和五十九年三月二十日

赤 磓 町	ため池等整備事業別所地区ため池等整備	"
日 南 町	農村基盤総合整備事業茶屋・笠木(雨坪)地区農業用排水	昭和五十九年三月二十五日
倉 吉 市	土地改良総合整備事業(小規模排水)志津地区ほ場整備	"
赤 磓 町	土地改良総合整備事業(地域改善)オノ木地区ほ場整備	昭和五十九年四月二十六日
西伯町土地改良区	土地改良総合整備事業(小規模排水)徳永地区ほ場整備	昭和五十九年六月十五日

鳥取県告示第六百七十六号

林業改善資金貸付基準(昭和五十一年八月鳥取県告示第六百九号)の一部を次のように改正する。

昭和五十九年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一の表の第三号の項貸付内容の欄1中「又は」を「若しくは」に改め、「集材機」の下に「又は油圧式のブレイキの設置等技術面及び安全面において改善がなされている集材機」を加え、同欄中12を13とし、3から11までを4から12までとし、2の次に次のように加える。

3 木質系のもを主原料とする粒状燃料等を生産する成形燃料製造機械で生産能力がおおむね毎時千二百キログラムを超えないものの設置に必要な費用

鳥取県告示第六百七十七号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

鳥取市、倉吉市、八頭郡船岡町、八東町、若桜町、河原町及び用瀬町、東伯郡三朝町、関金町及び東伯町並びに日野郡溝口町の各一部(別紙のとおりとする。)

2 期間

昭和五十九年十月一日から同年十月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について航空機を利用して行う薬剤による防除を行うこと。

四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行ったことにより、損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を一の2に定める期間経過後、速やかに、当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に提出すること。

3 知事は、三に掲げる措置を行うべき者が一の2に定める期間内に三の措置を行わない時、行つても十分でない時、又は行う見込みがない時は、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

4 知事は、3の措置を行った場合において、その費用の額が三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行つたとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部造林課及び各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百七十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字尾際字南平一・二・三の九四・一・二・三の九六(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百七十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字袖小屋ヨリ門口迄九三四の一五二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百八十号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字袖小屋ヨリ門口迄九三四の一五二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百八十一号

河川区域の変更により、次のとおり廢川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県倉吉土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十九年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

勝田川水系に係る二級河川勝田川

二 廢川敷地が生じた年月日

昭和五十九年九月十一日

三 廢川敷地の位置

1 東伯郡赤碓町大字高岡字下高柳四九三―二地先から同町大字宮木字上河原三八―四地先まで

2 東伯郡赤碓町大字西宮字前河原四二二地先から同大字字左衛門五郎四六〇―一地先まで

四 廢川敷地の種類及び数量

1 土地 一八九・四〇平方メートル

2 土地 二、一六五・八〇平方メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十九年九月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
東・風 会	安田 光昭	小塚 齊	米子市西福原八六二一四	昭和五十九年七月六日	その他政治団体
関金町清流の会	鐵本 政利	亀井 勇	東伯郡関金町大字安歩三〇一―二	昭和五十九年七月九日	"
足立光徳後援会	田中 礼一	三代 和雄	米子市久米町一四二	昭和五十九年七月二十八日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十九年九月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県土地改良支部	主たる事務所所在地	鳥取市古海八一九	鳥取市湖山町南二一―一八〇	昭和五十九年七月十一日	政党の支部
広江はじめ後援会	"	米子市富士見町二一―一六八	米子市上後藤三二	昭和五十九年七月二十一日	その他政治団体
"	代表者の氏名	坂口平吉郎	越河 勇	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年九月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
東部農業共済懇話会	堀 峰雄	野田 知紀	鳥取市吉方温泉三一八一―一	昭和五十九年七月二日	その他政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十九年九月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称 **奥部農業共済懇話会**

報告年月日 昭和59年7月2日

(昭和59年6月30日解散)

合 計 169円

(2) 支出の内訳

政治活動費

組織活動費 20,000円

その他の経費 29,013円

合 計 49,013円

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 49,013円

ア 前年繰越額 48,844円

イ 本年収入額 169円

(2) 支出総額 49,013円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

その他の収入

10万円未満の収入 169円

鳥取県選挙管理委員会告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり指定団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十九年九月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

指定団体の届出をした者の氏名	公職の種類	指 定 団 体		届 出 年月日
名 称	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
足立光徳	県議会議員	米子市久米町一四二	田中 礼一	昭和五十九年七月二十八日
後援会				

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十九号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第十一条の三第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「規則」という。）第一条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年九月十一日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

一 実施期日

昭和五十九年十月二十九日(月)から同年十一月二日(金)までの期間中午前九時から午後五時四十分まで

二 実施場所

鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県庁第二庁舎第二十一会議室

三 講習事項

- 1 警備業務実施の基本原則に関すること。
- 2 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。
- 3 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
- 4 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
- 5 その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

四 受講手続

1 受講申込書の受付期間

昭和五十九年九月十七日(月)から同年十月十六日(火)までの郵送の場合は、昭和五十九年十月十六日(火)までの消印のあるものは、有効とする。

2 受講申込書の提出先

- (一) 県内に住所を有する者
住所を管轄する警察署
- (二) 県外に住所を有する者
鳥取県内のいずれかの警察署

3 提出書類

- (一) 所定の様式による警備員指導教育責任者講習受講申込書 二通
- (二) 写真 二枚

縦横各三センチメートルで、受講申込前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真を受講申込欄にはり付けること。

4 受講手数料及びその納付方法

- (一) 受講手数料
三万円

(二) 納付方法

(一)に記載する金額に相当する額の鳥取県収入証紙を受講申込書正本の下部欄外の余白にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

5 その他

- (一) 講習終了後に規則第三条第二項に規定する修了考査を行う。
- (二) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (三) この講習についての問い合わせは、最寄りの警察署又は鳥取県警察本部刑事部防犯課(電話〇八五七―二三一〇―一一)にすること。

雑 報

次に掲げる金品は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第38条の規定により一時保護を加えた児童の所持したものであるが、この金品につ

いて返還請求権を有する者は、昭和59年9月11日から6月以内に申し出て
ください。

昭和59年9月11日

鳥取県倉吉児童相談所長

金品の 名称	種 類	数 量	児童が金品を所持するに至った経緯
現 金	10,000円札 1,000円札	2 4	昭和59年8月11日午前11時10分頃、東伯郡三朝町大字三朝の三朝温泉会館プール脱衣場において窃取したものである。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む。)】